

全建労発第24号
平成17年5月25日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 前田 靖治
(公印省略)

建築物及び住宅の建設工事における足場からの
墜落事故防止に関する取り組みについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成16年6月29日付け全建労発第35号により、国土交通省が発注する営繕工事及び地方公共団体の公共住宅の建設工事をはじめ建設工事全般にわたる「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進等について、貴協会傘下会員への周知・指導をお願いしたところです。

今般、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長及び住宅局住宅総合整備課長から別添のとおり、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく建設現場における取り組みのさらなる徹底を図るため、今回新たに行うこととした仕様書への下記事項の特記に対する対応等について協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、これらの対応を含めた建設工事全般にわたる足場からの墜落防止対策への取組みについて、ご周知ご指導いただきますようお願い申し上げます。

記

仕様書に以下の事項を特記

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場として、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

以上



国営整第15号
国住備第18号
平成17年5月11日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長



住宅局住宅総合整備課長

建築物及び住宅の建設工事における 足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

建設業における労働災害の死亡者数は、全産業の死亡者数の約4割を占めており、特に墜落災害による死亡者数が多く、とりわけ足場からの墜落によるものが最も高い割合となっています。また、平成16年の建設労働災害による死亡者数は前年に比べて増加しており、さらなる取り組みの徹底が求められます。

標記につきましては、「建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」(平成16年6月7日付け国営整第43号・国住備第40号)により通知したところですが、今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月厚生労働省策定)に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について建設現場における取り組みのさらなる徹底を図るため、国土交通省が発注する営繕工事においては別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事においては別添2のとおり、仕様書の特記による対応等を行うこととしましたので、参考送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、足場からの墜落事故防止に努めていただくよう、特段の配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 稲見 いなみ 03-5253-8111 内線23-463

住宅局住宅総合整備課 楠橋 ならはし 03-5253-8111 内線39-343

国営整第 13 号
 国営設第 16 号
 平成17年5月11日

北海道開発局 営繕部長
 各地方整備局 営繕部長
 沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

大臣官房官庁営繕部
 整備課長

設備・環境課長

「手すり先行足場」の工事への適用の一部改正について（通知）

標記については、「「手すり先行足場」の工事への適用について」（平成15年7月8日付け 国営建第40号 国営設第43号）により、既に通知しているところである。

今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について、建設現場における取り組みのさらなる徹底を図るため、営繕工事への適用については、下記のように取り扱うこととしたので、チェックリストの活用等による足場点検の強化に関する措置とあわせて、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

なお、「「手すり先行足場」の工事への適用の一部改正について（通知）」（平成16年4月21日付け 国営整第10号 国営設第13号）については、廃止する。

記

1. 適用工事

営繕部の発注する「施工個所面に枠組足場を設ける工事」を対象とする。

2. 設計図書への記載

特記仕様書に以下の事項を特記する。

※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省 平成15年4月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

国住備第17号
平成17年5月11日

都道府県 住宅主務部長
指定都市 住宅主務部長
独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理室長
日本労働者住宅協会 総務部長

} あて

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における

足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

建設業における労働災害の死亡者数は、全産業の死亡者数の約4割を占めており、特に墜落災害による死亡者数が多く、とりわけ足場からの墜落によるものが最も高い割合となっている。また、平成16年の建設労働災害による死亡者数は前年に比べて増加しており、さらなる取り組みの徹底が求められる。

標記については、「公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」(平成16年5月14日付け国住備第30号)により貴職あて通知したところであり、併せて、公共住宅事業者等連絡協議会会长より「足場からの墜落防止に関する公共住宅建設工事共通仕様書 特記事項について」(平成16年5月14日付け事連協発第260号)が同協会会員に通知されたところである。

今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月厚生労働省策定)に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について、建設現場における取り組みのさらなる徹底を図るため、別紙のとおり、公共住宅事業者等連絡協議会において、公共住宅建設工事共通仕様書の特記事項の標準を改正したところであるので、チェックリストの活用等による足場点検の強化に関する措置等とあわせて、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

[都道府県あて：また、貴管内市町村(指定都市を除く。)、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。]

[指定都市あて：また、貴管内地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。]

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 楠橋、竹村

03-5253-8111 内線39-343、39-345

事連協発第302号
平成17年5月11日

公共住宅事業者等連絡協議会
会員各位

公共住宅事業者等連絡協議会会长

足場からの墜落事故防止に関する
公共住宅建設工事共通仕様書 特記事項について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、国土交通省住宅局住宅総合整備課長から都道府県住宅主務部長等あて「公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」(平成16年5月14日付け国住備第30号)が通知されたことを踏まえ、同日付け事連協発第260号により、「公共住宅建設工事共通仕様書」の特記事項の標準をお示ししたところです。

今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月厚生労働省策定)に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について、建設現場における取り組みのさらなる徹底を図るため、別添のとおり特記事項の標準を改正しましたので、お知らせいたします。

なお、今回の改正内容は、昨年6月24日に国土交通省住宅局住宅総合整備課公共住宅事業調整官から都道府県住宅主務課長等あて通知された「公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて(補足)」の内容を反映するものです。

また、都道府県会員におかれましては、この旨、貴管内市町村にも周知いただきますよう、併せてお願ひいたします。

本件に関する問合せ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町4-5 住友不動産麹町ビル2号館
財団法人ベターリビング内
公共住宅事業者等連絡協議会事務局 担当:小室
TEL:03(5211)0584 FAX:03(5211)3169

公共住宅建設工事共通仕様書 総則編

1章 一般事項 関係

公共住宅建設工事共通仕様書 総則編

1章 一般事項

「1. 3. 1 足場、その他」にかかる特記事項

特記事項

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。